

J A加賀カガッコリーちゃんポイントサービス会員規約

加賀農業協同組合（J A加賀）
（令和8年10月1日）

この規約は、組合員（以下、「ポイント会員」といいます。）と当農業協同組合（以下、「当J A」といいます。）との間で、当J Aがポイント会員の取引内容に応じて、J Aポイントを当J A所定の基準に応じて提供するJ A加賀カガッコリーちゃんポイントサービス（以下「J Aポイントサービス」という。）に関する取扱いを定めたものです。J Aポイントサービスへの申し込みにあたっては下記条項が適用されることに同意したものとします。

第1条 会員資格

ポイント会員は、当J A組合員または、組合員（正・准組合員）に申込み当J Aが承認した方をいいます。当J Aの組合員で構成する組織についても、当J Aが認めた場合はポイント会員とみなします。

また、ポイント会員資格の取得日は、当J Aがポイント会員登録をした日とします。なお、当J Aへの組合員加入手続きについては、当J Aが定める定款に基づくものとします。（出資金については出資証券が発行されませんので、ご了解下さい。）

第2条 ポイント会員カード

J Aポイントサービスでは、ポイント専用カードを会員カードとします。

第3条 会員番号

J Aポイントサービスでは、ポイント会員カードに記載したポイントIDをJ Aポイントサービスの会員番号とします。

第4条 入会方法

当J A所定の入会申込書に必要事項（ご本人の住所・氏名・生年月日・電話番号等）を全てご記入いただき、ご本人が申込みするものとします。また、当J Aに普通貯金（総合口座）の取引が無い場合、普通貯金（総合口座）を開設して頂きます。

第5条 入会費・年会費

入会費・年会費は無料です。

第6条 会員特典

ポイント会員は、当J A所定の会員特典を受けることができます。

第7条 J Aポイント

- 1 ポイントは、ポイント会員の取引内容を当J A所定の換算基準、換算周期で換算し、付与します。
- 2 ポイントは、当J AがJ Aポイントサービスのポイント付与対象として定めたメニューについて集計します。この場合、当J Aのそれぞれの事業におけるお客様番号のお届けが必要となります。お届けいただいたお客様番号に誤りがあったことによる損害について、当J Aは一切の責任を負いません。
- 3 一部の店舗やメニューについては、ポイント集計の対象外となる場合があります。
- 4 ポイントは、当J A所定の方法によりポイント還元を利用することができます。ただし、当J A所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
- 5 当J A所定のポイント換算基準と換算周期、ポイントの付与対象となるメニュー及び利用条件、ポイントを利用することができない当J A所定の条件は、当J Aで任意に変更できるものとします。
- 6 ポイントの換算はJ Aポイントサービス入会以降の取引が対象となります。
- 7 ポイントの利用にあたって、届出のあった氏名、住所に宛てて当J Aが送付物を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

とみなします。

- 8 ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から2年を経過した最初の3月末日とします。
- 9 ポイント会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- 10 ポイントの累計は所定の端末でご確認できます。
- 11 ポイント会員カードの提示がない場合、ポイント会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 12 ポイント付与の対象となる取引について、取消・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減算させていただきます。

第8条 個人情報の交換利用・提供

ポイント会員は、申込時点で以下の1、2、3について同意したものとします。

- 1 当J Aとポイントサービス運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報の保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：(株)石川県農協電算センター、ジェイエイサービス株式会社

【目的】

- (1) 当J Aが委託先と連携して行うJ Aポイントサービスの運営や研究、開発
- (2) 当J Aが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
- (3) 当J Aが発行するポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断
- (4) 上記(2)記載の商品やサービス等の提供に際して、当J Aが行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

ポイント会員の氏名、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当J Aおよび委託先各社がそれぞれに保有する情報

- 2 当J Aは、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができます。
- 3 当J Aは、本規約に基づくJ Aポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第9条 届出事項の変更

- 1 ポイント会員は、氏名、住所、電話番号、利用口座その他の届出事項に変更がある場合は、J A所定の方法により直ちにJ Aに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。
- 2 届出のあった住所であてに当J Aが通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。

第10条 ポイント会員カードの紛失・盗難・破損による再発行

- 1 ポイント会員カードを紛失・盗難された場合は、ただちに当J Aのお取引店舗あてにご連絡ください。再発行の手続きが必要となりますので、当J A所定の書面により再発行の手続きを行って下さい。
- 2 紛失・盗難により、ポイント会員カードが再発行された場合、当J Aによるポイント利用停止措置が完了した時点のポイント残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。

- 3 ポイント会員カードの再発行には、手数料がかかる場合があります。
- 4 会員カードが再発行されるまでの期間については、一部のポイントサービスがご利用にできないことがあります。

第 11 条 契約期間

- 1 J Aポイントサービスの契約期間は入会日から、最初に到来する 3 月 31 日までとし、ポイント会員または当 J A から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
- 2 J Aポイントサービスの契約期間が満了した場合は、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。

第 12 条 事故防止を目的として本人確認

ポイントや特典のご利用ならびに再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第 13 条 解約等

- 1 ポイント会員は自己の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当 J A に対する解約の通知は当 J A 所定の書面によるものとします。なお、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。
- 2 前項の規定にかかわらず、当 J A が必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。
- 3 ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当 J A はいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。解約によって生じた損害については、当 J A は一切の責任を負いません。
 - (1) ポイント会員が当 J A に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - (2) ポイント会員資格を喪失した場合（組合員の脱退、相続の開始等）
 - (3) ポイント会員が本規約や当 J A との他の取引約定に違反した場合など、当 J A が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当 J A においてポイント会員の所在が不明となった場合
 - (5) ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - (6) 上記以外に、当 J A が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
- 4 J Aポイントサービスの契約はポイント会員お一人につき、各一契約とします。万一ポイント会員お一人につき二契約あることが判明した場合、当 J A はその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。

第 14 条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等ではありません。

第 15 条 免責事項

- 1 ポイント会員の加入等は J A 所定の申込書類によるものとし、それらの書面につき偽造、変造、盗用またはその他の事故があっても、そのために生じた損害について当 J A は一切の責任を負いません。
- 2 災害・事変等当 J A の責めに帰すべきことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、会員特典及びポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当 J A は一切の責任を負いません。
- 3 前 2 項において当 J A の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当 J A の予見可能性の有無にかかわらず、当 J A は一切の責任を負いません。ただし当 J A

に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。

- 4 ポイント会員が希望する会員特典及びポイントを、提供数量や時期の制限により当 J A が提供できない場合、当 J A は一切の責任を負いません。
- 5 ポイント会員特典に関して、ポイント会員の有する苦情およびポイント会員の被った被害（例えば J Aポイントサービスによる特典や提携先による特典を問わず、ポイント会員が受ける特典およびポイントが不適切であったことに関して、ポイント会員の有する苦情や被った被害）に対し、当 J A および当 J A の提携先はそれに対し如何なる責任を負わないものとします。

第 16 条 サービス内容の改廃及び規約の変更

- 1 J Aポイントサービスの内容は当 J A の都合で変更することがあります。
- 2 J Aポイントサービスの会員特典、ポイントの換算基準等は、当 J A の都合で改廃することがあります。
- 3 J Aポイントサービス会員規約は、当 J A の都合で改廃・変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当 J A は一切の責任を負いません。
- 4 前 2 項の改廃については、当 J A ホームページへの掲載、その他の方法によりポイント会員に告知します。

第 17 条 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、金沢地方裁判所小松支部を管轄裁判所とします。

以上

附 則

この規約は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から改正する。
この規約の変更は、令和 8 年 10 月 1 日から効力を発します。